

たかとり空き家バンク～設置要綱～

(趣旨)

第1条 この要綱は、高取町内における空き家の有効活用を通して、町への定住及び活性化を図るため、空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「たかとり空き家バンク」とは、町内に所在する空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）に関し、その売買及び賃貸を希望する所有者等から提供を受けた情報登録を通して、当商工会のホームページ等により空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、たかとり空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録)

第4条 空き家バンクに登録を希望する所有者は、空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）を当会に提出するものとする。

2 当会では、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、これが適当であると認めるときは空き家情報バンク登録台帳（様式第2号）に登録し、情報提供を行うものとする。

3 空き家バンクに登録を希望する利用希望者は、空き家バンク利用希望者登録書（様式第2号）を当会に提出するものとする。

(登録事項の変更・取消しの届出)

第5条 前条の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったとき、所有権その他の権利に異動があったとき又は登録の取消しを希望するときは、空き家バンク登録変更・取消し届出書（様式第3号）により速やかに当会に届け出るものとする。

(登録事項の変更・抹消の通知)

第6条 当会は、前条の規定による届出があったときは、登録事項を変更又は抹消し、当該登録者に通知するものとする。

2 当会は、第4条第2項の規定による登録後において、その登録が適当でないと認めるときは、登録を抹消し、当該登録者に対し理由を付して通知するものとする。

(所有者の同意)

第7条 第4条第1項に規定する申込及び第5条に規定する届出（登録事項の変更の場合に限る。）

は、その登録者が当該空き家に係る所有権を有しない場合にあつては、その所有権を有する者の同意を得て行わなければならない。

(紹介等)

第8条 当会は、空き家情報バンク登録台帳に登録した情報を公開し、利用希望者に提供するものとする。

2 当会は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉並びに売買契約について、これに直接は関与しない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年 月 日から施行する。

高取町商工会作成